

運賃割引 身知精

以下の運賃割引の表中、割引の対象となる障害の区分のことばの意味は次のとおりです。

なお、「第一種身体障害者」と「第一種知的障害者」を合わせて「第一種障害者」、「第二種身体障害者」と「第二種知的障害者」を合わせて「第二種障害者」と呼んでいます。

第一種身体障害者	視覚1～3級、4級の1、聴覚2～3級、上肢不自由1級、2級の1・2 下肢不自由1～2級、3級の1、体幹不自由1～3級 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害〔上肢機能障害1～2級（1上肢のみは除く）、移動機能障害1～3級（1下肢のみは除く）〕 ぼうこう又は直腸機能障害4級を除く内部障害 ※
第二種身体障害者	第一種以外の身体障害者※
第一種知的障害者	療育手帳「A」※
第二種知的障害者	療育手帳「B」※

※旅客運賃減額欄に「第一種」「第二種」の証明がなされていなければ発売することができません。

以下の割引等は各会社で取扱いが定められています。

運賃割引の詳細は各社にお尋ねください。

■ JR お問合せ先 JR九州案内センター 電話050-3786-1717

種別	割引対象	乗車券種類別	割引率	距離制限等	注意事項
身体障害者・知的障害者	第1種	本人単独	5割引	片道 101km以上	・身体障害者手帳又は療育手帳を呈示
		本人と介護者		なし	本人と介護者が同時に同区間、同種類の乗車券類を利用する場合に限る。 ・身体障害者手帳又は療育手帳を呈示 ・介護者は1人のみ ・小児定期の割引なし ・介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期を発売
	第2種	本人単独		片道 101km以上	・身体障害者手帳又は療育手帳を呈示
		本人と介護者 (障害者本人が12歳未満の場合のみ)		定期乗車券	なし

JRジパング倶楽部特別会員制度（対象：身体障害者手帳の交付を受けている男性60歳以上・女性55歳以上）もあります。
JRジパング倶楽部の問い合わせ及び手続きは、身体障害者福祉協会（093-883-5555）へ

■ JRバス お問合せ先 JR九州バス株式会社 電話092-642-8121

種 類		割引率	割引の 対象
身体障害者割引	普 通	5 割引	第一種身体障害者及び第一種身体障害者以外の身体障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。割引の対象：本人及び介護人。身体障害者手帳の呈示
	定 期	3 割引	身体障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。割引の対象：本人及び介護人。介護人に対する定期券の割引は、通勤定期に限る。
知的障害者割引	普 通	5 割引	第一種知的障害者及び第一種知的障害者以外の知的障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。対象：本人及び介護人。療育手帳の呈示
	定 期	3 割引	知的障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。割引の対象：本人及び介護人。介護人に対する定期券の割引は、通勤定期に限る。
精神障害者割引	普 通	5 割引	精神障害者 1 級及び精神障害者 1 級以外の精神障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。対象：本人及び介護人（3 級の介護人を除く）。精神障害者保健福祉手帳の呈示
	定 期	3 割引	精神障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。割引の対象：本人及び介護人（3 級の介護人を除く）。介護人に対する定期券の割引は、通勤定期に限る。

■ 西鉄バス お問合せ先 西鉄お客様センター 電話0570-00-1010

	種 別	身体・知的障害者の第一種及び精神障害者の 1 級				身体・知的障害者の第二種及び精神障害者の 2 級又は 3 級				割引率	割引条件
		手帳保有者		本人		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)			
		本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者		
割引の有無	乗車券									5 割引	購入時に手帳呈示
	現金	○	○	○	○	○	×	○	×		降車時に手帳呈示
	nimoca										購入時に手帳呈示
	定期券	×	○ 大人通勤に限る	○	○ 大人通勤に限る	×	○ 大人通勤に限る	○	×	当該定期旅客運賃の 5 割引	購入時に手帳呈示
主な注意事項	<p>① 小児定期券については、障害者割引はありません。</p> <p>② 中学生が定期券を購入する際は、小児取扱いとなります。</p> <p>③ 障害のある人 1 名に対し、介護者は 1 名までとなっております。</p> <p>④ 介護者が通学定期券の使用資格者（例：介護者が高校生）であっても介護者に対して通学定期券は発売いたしません。</p> <p>⑤ 高速バス 4 枚綴り回数券、グランドパス 65、北九州都市圏一日フリー乗車券については、障害者割引はございません。</p> <p>⑥ 北九州エリアが乗り放題となる定期券「得パス」は発売価格の半額となります。</p> <p>⑦ nimocaは各営業所及び定期券発売所にて、nimoca(障害者用)として発行いたします。</p> <p>⑧ 計算上、生じた端数は、10円単位に切り上げる。</p> <p>⑨ その他、ご不明な点がございましたら西鉄お客様センター（0570-00-1010）一部携帯、PHS、IP 電話等（092-303-3333）へお問い合わせください。</p>										

■ 筑豊電鉄 お問合せ先 筑豊電気鉄道株式会社 電話093-619-3077

	種 別	身体・知的障害者の第一種及び精神障害者の 1 級				身体・知的障害者の第二種及び精神障害者の 2 級又は 3 級				割引率	割引条件
		手帳保有者		本人		小児(12歳未満)		大人(12歳以上)			
		本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者		
割引の有無	現金									当該普通旅客運賃の 5 割引	降車時に手帳呈示
	普通乗車券	○	○	○	○	○	×	○	×		購入時に手帳呈示
	nimoca										購入時に手帳呈示
	定期乗車券	×	○ 大人通勤のみ発売	○	○ 大人通勤のみ発売	×	○ 大人通勤のみ発売	×	×	当該定期旅客運賃の 5 割引	購入時に手帳呈示
主な注意事項	<p>① 各種割引乗車券を購入及び降車の際には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをご呈示ください。</p> <p>② 障害のある人 1 名に対し、介護者は 1 名までとなっております。</p> <p>③ 小児定期乗車券については、障害者割引はございません。</p> <p>④ 介護者が通学定期券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期券は発売いたしません。通勤定期券を発売いたします。</p> <p>⑤ 介護者が割引定期乗車券をお求めの場合、障害のある人と同一期間・区間の定期乗車券を同時に購入いただきます。</p> <p>⑥ 自動的に割引運賃にて精算される nimoca (障害者用) を定期券うりばにて発行しております。</p> <p>※nimoca (障害者用) の有効期限は次回の誕生日までです。(初回購入時に限り次々回の誕生日までです。)</p> <p>⑦ ちくたくきっぷについては障害者割引はございません。</p> <p>⑧ その他、ご不明な点がございましたら、筑豊電気鉄道株式会社（093-619-3077）へお問い合わせください。</p>										

■国内航空 お問合せ先 ・日本航空 電話0570-025-071 ・スターフライヤー 電話0570-07-3200
 ・全日空 電話0570-029-222 ・フジリ-ムエアラインズ 電話0570-55-0489

	割引の対象	種類	割引率	割引特記事項	手続き
第一種障害者	本人	航空券 (国際線除く)	※ 概ね3割 から5割引	○障害のある人本人が12歳以上であること	航空券販売窓口 に身体障害者 手帳又は療育 手帳を呈示 して購入して ください。
	介護者 (障害のある人と 同伴の場合)			○介護者は1人のみ適用 ○障害のある人本人が3歳以上であること ○介護者は満12歳以上であること	
第二種障害者	本人			○障害のある人本人が12歳以上であること ○介護者の割引なし	

※割引率、手続き等詳細については、各航空会社のお問合せ先でご確認ください。

■市営バス お問合せ先 交通局総務経営課 電話093-771-8401

割引の対象	種類	割引率	手続き等
身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をもっている方が単独で利用する場合	———	無料 (「福祉優待乗車証」 呈示の場合のみ)	○各種障害者手帳を持参し、交通局のNC若松商連案内所、折尾駅前案内所、二島案内所、若松営業所、向田営業所及び旅行センターで「福祉優待乗車証」又は「介護人付福祉優待乗車証」の交付を受けてください。
身体障害者手帳第1種の方、療育手帳A判定の方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方と介護人が同伴で利用する場合	———	本人・介護人1人無料 (「介護人付 福祉優待乗車証」 呈示の場合のみ)	○バス降車時に「福祉優待乗車証」又は「介護人付福祉優待乗車証」を呈示すれば、市営バス全区間を無料で乗車できます。
福祉優待乗車証をお持ちでない方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をもっている方が利用する場合	普通運賃 定期乗車券	本人のみ5割引 (身体障害者手帳第1種、 療育手帳A判定及び精神障害者 保健福祉手帳1級の方は 介護人1人も5割引)	○バス降車時に各種障害者手帳を呈示して、普通運賃の5割引の金額を払ってください。(回数乗車券も利用できます)(10円未満切上げ) ○窓口で各種障害者手帳を呈示して、定期乗車券を購入してください。

※「福祉優待乗車証」及び「介護人付福祉優待乗車証」の交付は北九州市民に限ります。また、交付申請の際には、各種障害者手帳、及び新規交付時のみ交付対象者の顔写真(タテ3センチ×ヨコ2.5センチ)が必要です。

■市営渡船 お問合せ先 産業経済局総務政策部渡船事業所 電話093-861-0961

割引の対象	種類	割引率	手続き等
[常時乗船する場合] 身体障害者手帳、療育手帳 又は精神障害者保健福祉 手帳をもっている方が単 独又は介護人と同伴で利 用する場合	特別乗船定期券	本人・介護人 とも無料	○施設等より特別乗船定期券交付申請書に所定事項の証明を受けて、渡船事業所へ申請し、特別乗船定期券の交付を受けてください。乗船の際は、改札口で呈示してください。 手数料300円 ○介護人は1人のみ適用
[時々乗船する場合] 身体障害者手帳又は療育 手帳をもっている方で特 別乗船定期券の交付を受 けていない方が単独又は 介護人と同伴で利用する 場合	普通運賃	本人・介護人 とも5割引	○改札口で身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して、通常料金の5割引の額を払ってください。 ○介護人は1人のみ適用

■モノレール(北九州高速鉄道株式会社)

お問合せ先 北九州高速鉄道株式会社

電話093-961-0101

	割引の対象	種類	割引率	割引特記事項	手続き
第一種障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○小児定期乗車券の割引なし	窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して購入してください。
	介護者 (障害のある人と同伴の場合)		5割引	○介護者は身体障害のある人の場合2人まで、知的障害のある人の場合1人のみ適用	
第二種障害者	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○小児定期乗車券の割引なし	
	介護者 (障害のある人と同伴の場合)	定期乗車券	5割引	○12歳未満の障害のある人の介護者1人のみ適用	

	割引の対象	種類	割引率	割引特記事項	手続き
精神障害(1級)	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○小児定期乗車券の割引なし	窓口で精神障害者保健福祉手帳を呈示して購入してください。
	介護者 (障害のある人と同伴の場合)	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○介護者は1人のみ適用	
精神障害(2級・3級)	本人	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○小児定期乗車券の割引なし	
	介護者 (障害のある人と同伴の場合)	定期乗車券	5割引	○12歳未満の障害のある人の介護者1人のみ適用	

■タクシー お問合せ先 北九州タクシー協会 電話093-551-6784

割引の対象	種類	割引率	利用方法
身体障害者手帳または療育手帳を所持する方が乗車する場合	タクシー運賃	メーター表示額から1割引	乗務員に手帳を呈示してください。

■フェリー ご利用のフェリー会社にお問い合わせください。